



平成 26 年 4 月改定

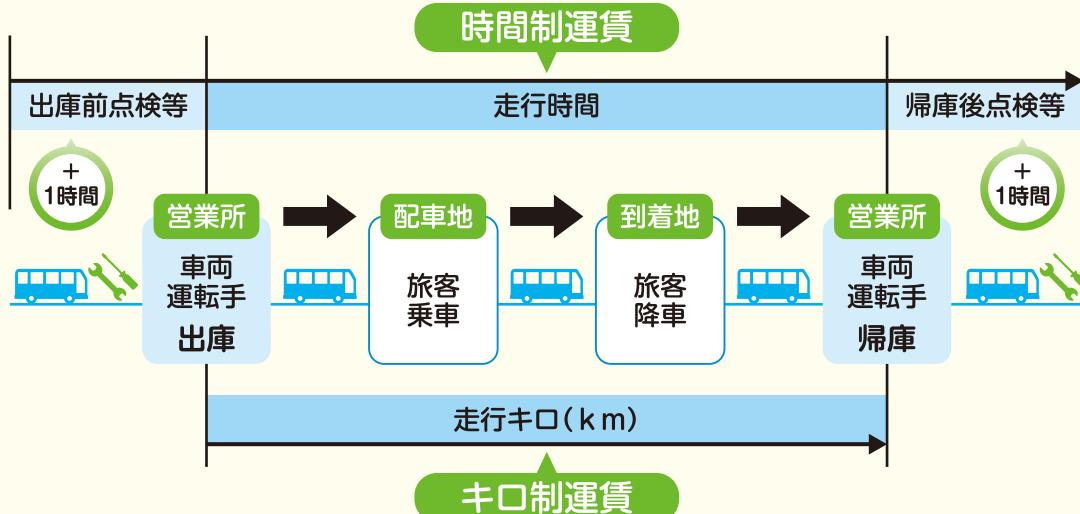
# 貸切バスの公示運賃・料金について 〈お知らせ〉





# 運賃は「時間制運賃」と 「キロ制運賃」の合算です。

**時間制運賃 + キロ制運賃 = 運賃**



回送料金・航走料金は時間運賃の対象となります。

## 時間制運賃について

最低保障運賃（3時間）に、出庫前及び帰庫後の点検等の2時間を加え、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

※2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合  
宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の2時間は点検等の時間とし、加算。

※フェリーを利用した場合  
フェリー乗船中も時間運賃とし、8時間を上限として加算。  
(超える場合は休息時間)

## キロ制運賃について

走行キロ（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）に1kmあたりの運賃額を乗じた額とする。

**3時間以内の運行の場合（最低運賃）**

$(3\text{時間} + 2\text{時間}) \times \text{時間単価} + \text{キロ制運賃}$

## 平成26年4月からの公示運賃

	車種	上限額	下限額
時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	7,460円	5,160円
	中型車	6,290円	4,360円
	小型車	5,410円	3,740円
キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	200円	140円
	中型車	170円	120円
	小型車	140円	100円

(東北運輸局)

貸切バスにかかる金額は **運賃** + **料金** + **実費** により決定します。

## 運賃の公示価格早見表

### 大型車



車両の長さ 9m 以上または  
旅客席数 50人以上

### 中型車



大型車・小型車以外のもの

### 小型車



車両の長さ 7m 以下または  
旅客席数 29人以下

#### 時間制運賃

実拘束時間	上限	下限
3時間以内+2時間	37,300	25,800
5時間 +2時間	52,220	36,120
7時間 +2時間	67,140	46,440
9時間 +2時間	82,060	56,760
11時間 +2時間	96,980	67,080

#### 時間制運賃

実拘束時間	上限	下限
3時間以内+2時間	31,450	21,800
5時間 +2時間	44,030	30,520
7時間 +2時間	56,610	39,240
9時間 +2時間	69,190	47,960
11時間 +2時間	81,770	56,680

#### 時間制運賃

実拘束時間	上限	下限
3時間以内+2時間	27,050	18,700
5時間 +2時間	37,870	26,180
7時間 +2時間	48,690	33,660
9時間 +2時間	59,510	41,140
11時間 +2時間	70,330	48,620

※実拘束時間とは走行時間に2時間（出庫前及び出庫後の点検等の時間）が加算されたものです。

※3時間以内の時間運賃は同一となります。

#### キロ制運賃

走行キロ	上限	下限
50km	10,000	7,000
100km	20,000	14,000
150km	30,000	21,000
200km	40,000	28,000
300km	60,000	42,000

#### キロ制運賃

走行キロ	上限	下限
50km	8,500	6,000
100km	17,000	12,000
150km	25,500	18,000
200km	34,000	24,000
300km	51,000	36,000

#### キロ制運賃

走行キロ	上限	下限
50km	7,000	5,000
100km	14,000	10,000
150km	21,000	15,000
200km	28,000	20,000
300km	42,000	30,000

## 運賃の基本的な計算について

- 運賃は、車種別に計算した金額の上限額及び下限額の範囲内とする。
- 運賃は、営業所の所存する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

### 時間制運賃

(走行時間 + 2 時間(点検等の時間)) × 時間単価

※30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げ。

### キロ制運賃

走行キロ × キロ単価

※10km未満は10kmに切り上げ。

## 運賃の割引

- 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体については3割引とする。

※時間制運賃、キロ制運賃を足した合算運賃の下限額が限度。

- 学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学又は通園する者の団体については2割引。

※時間制運賃、キロ制運賃を足した合算運賃の下限額が限度。

- 2つ以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の割引をしない。

## 審査不要運賃の基準額を超えた場合は変更の届出及び審査が必要です。

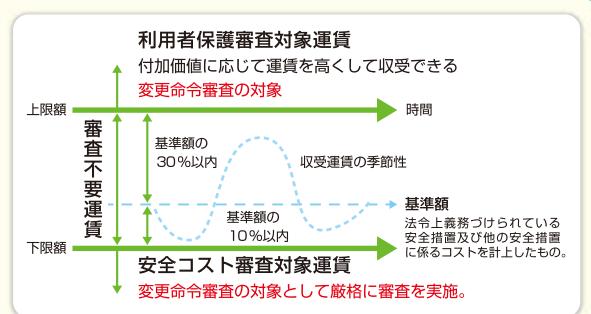
審査不要運賃の基準額の上限は30%以内、下限は10%以内です。

この範囲を超えた場合は変更の届出及び審査が必要です。

安心・安全の運行のため、運賃に「審査不要運賃」と「安心コスト審査対象運賃」「利用者保護審査対象運賃」の枠組みを導入。

コスト項目を時間コストとキロコストに分類して算定した合理的でわかりやすい制度である「時間キロ併用制運賃」に移行・一本化しました。

※料金制度は一部を運賃に包含し、残りを簡素化し、基本的に自由に設定することができるところです。「時間制運賃」、「キロ制運賃」、「時間・キロ選択制運賃」、「行先別運賃」は廃止。





## 02 料金



# 料金には3つの種類があります。

料金は①「交替運転者配置料金」、②「深夜早朝運行料金」、③「特殊車両割増料金」の3つです。

### 新たな運賃料金制度の料金の取り扱いについて

料金の種類については届出の対象とし、額は各事業者で自由に設定できることとする。(交替運転者配置料金は額を公示)

#### ①交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用される料金。

交替運転者配置料金の上限額及び下限額の範囲内で計算した額を適用。  
(具体的には、時間あたりの運賃単価及びキロあたり運賃単価の入件費相当額。)

#### ②深夜早朝運行料金

深夜22時～翌朝5時の間に点検等の時間及び走行する時間が生じた際に適用される料金。新たな運賃制度における時間運賃は時間帯による差異を設けていないため、新制度においては時間運賃の割増分を料金として設定できる。

#### ③特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図るための料金。標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両で、(特殊設備車両購入価格 ÷ 座席数) > (標準的車両購入価格 ÷ 座席数)とした時に70%以上高額の場合のみ適用。

料 金		上限額	下限額
交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1kmあたり)	20円	10円
	時間制料金 (1時間あたり)	2,610円	1,810円
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び 交替運転者配置料金 (時間制料金) の2割以内	
特殊車両割増料金		運賃の5割以内	

## 03 実費



# 運送以外の経費は「実費」となります。

旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

例：ガイド料・有料道路利用料・駐車料・乗務員宿泊料など

旅行業者など運送申込者との契約の際に交付する「運送引受書」に料金や実費の内容を記載する欄があります。

新公示運賃は必ず届出が必要です。

届出を行わない場合は、法令に基づき、警告や行政処分等を行います。

### 貸切バスの運賃・料金事前届出違反に対する処分基準

一般乗用旅客自動車運送事業に対する違反事項ごとの  
行政処分等の基準（抜粋）



適用条項：道路運送法第9条の3第3項  
【料金事前届出、料金変更事前届出違反】

初違反 … 20日車の車両使用停止  
再違反 … 40日車の車両使用停止

一般貸切旅客自動車運送事業に対する違反事項ごとの  
行政処分等の基準（抜粋）



適用条項：道路運送法第9条の2第1項  
【運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反】

初違反 … 警告  
再違反 … 10日車の車両使用停止  
（法第94条第3項）一般乗用同様への移行案あり

## 貸切バスの運送契約における書面取引の義務化

# 運送を引き受ける際はいかなる時でも 運送引受書の交付及びその写しの 保存期間(1年間)が義務づけられました。

ただし、旅行事業者において運送引受書の保存期間は3年間となります。

## 旅行業者をはじめとする「発注者」と 「貸切バス事業者」間の取引内容の明確化

法令に違反する内容での契約や運行の確認の容易化。

- 旅行業者・貸切バス事業者の自己確認
- 監査等による事後確認

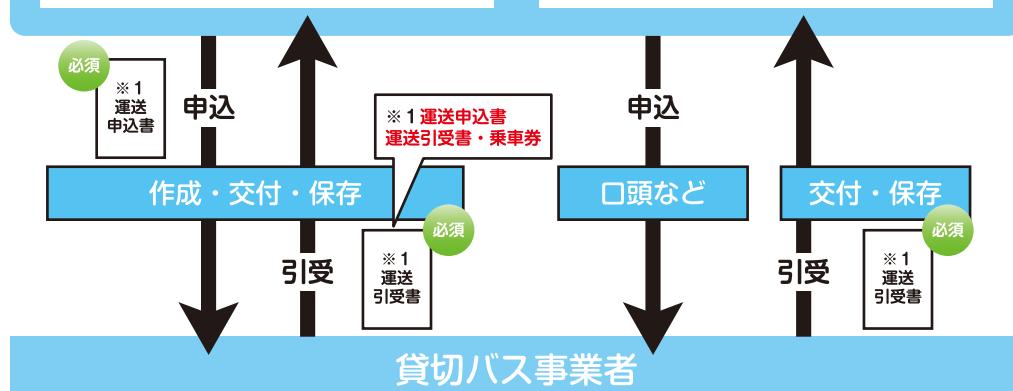
## 運送契約後の請求書について

貸切バス事業者から運送申込者へ発行する請求書には  
**運賃・料金・消費税**を明確に記載することが義務づけられています。

### 運送申込者

旅行会社(企画旅行)

一般利用者(自治体、学校、企業等)



※1 東北六県バス協会連合会ホームページにも見本書類があります。

東北六県バス協会連合会ホームページ <http://www.rokken-bus.jp/safety/>

## ①下記項目をよくお読みください。

ご注意  
ください

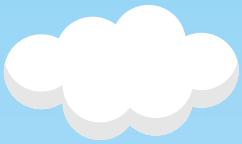
運送申込者による、著しい運賃や料金の値下げ等の  
安全を阻害する行為が行われた場合の対応について。

### 旅行事業者の場合

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、旅行事業者の関与が疑われる場合、  
地方運輸局より国土交通省を通じて観光庁に通報され、旅行事業者等に対しては立入  
検査等旅行業法に基づく措置が講じられます。

### 自治体の場合

自治体が行う入札において、貸切バス事業者が下限割れ運賃で落札を行っていた場合、  
地方自治体に対し、地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める助言  
を行います。



## あとがき

このパンフレットについては、貸切バス事業の経営環境の健全化を鑑み、貸切バスの運賃に安全コストを組入れ、合理的でわかりやすい時間・キロ併用制運賃方式へ、平成26年4月1日から新たな運賃・料金制度の改定がありました。より安全・安心してバスをご利用いただくために、違反者に対しての罰則などが強化されました。

「貸切バスの公示運賃・料金について」は、新たな運賃・料金制度をわかりやすく纏めた内容となっておりますので、ご活用ください。

資料提供：公益社団法人 鹿児島県バス協会



Tohoku rokken Bus kyokai Rengokai  
東北六県バス協会連合会

東北六県バス 検索

当会の詳細はホームページをご覧ください

